

## ますしんインターネットバンキング利用規定

ますしんインターネットバンキング利用規定（以下「本規定」といいます。）は、お客さまが「ますしんインターネットバンキング」を利用する場合の取扱いを明記したものです。

お客さまは、本規定のほか、当組合が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、「ますしんインターネットバンキング」を利用するものとします。

### 第1条 ますしんインターネットバンキング

#### 1. ますしんインターネットバンキングとは

ますしんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が、当組合所定の端末機を通じて当組合所定の取引を依頼した場合に、当組合がその手続を行うサービスをいいます（以下、端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます。）。

#### 2. 利用可能なサービス

ますしんインターネットバンキングサービスでご利用いただけるサービスは以下のとおりとします。残高照会、入出金照会、振込、振替、税金・各種料金の払込み、その他当組合所定の取引を行うことができます。

#### 3. 利用対象者

本サービスの利用対象者は、当組合にお客さま名義の預金口座を保有し、当組合に当組合所定の申込書を提出し、当組合が利用を認めた方とします。なお、お客さまは電子メールアドレスを保有されている方に限らせていただきます。

#### 4. 利用口座

(1) お客さまは、①本サービスにより利用しようとするお客さま名義の預金口座を利用して、②利用口座のうちお客さまが特に指定する口座を代表利用口座として、当組合所定の書面によりお届け下さい。なお、利用口座として登録できる口座数は当組合所定の口座数とします。

(2) 利用口座の追加、削除、および代表利用口座の変更については、当組合所定の書面によりお届け下さい。

(3) サービスによっては、一部利用できない取引、口座等があります。

#### 5. 利用時間

(1) 本サービスの利用時間は、当組合が別途定めた時間内とします。なお、サービス内容により利用時間が異なる場合があります。

(2) 前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 6. 利用限度額

(1) 本サービスの1日当りの振込・振替、税金・各種料金払込みの利用限度額は、当組合が定めた限度額内で、お客さまが当組合に届け出た上限金額内とさせていただきます。

(2) 前号にかかわらず、利用限度額を変更する場合があります。この場合、お客さまの利用限度額を変更することができます。なお、変更後の本サービス利用限度額がお客さまの利用限度額より引き下げられた場合は、本サービス利用限度額に変更されたものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

#### 7. 手数料

(1) 本サービスの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料を当組合所定の日に代表利用口座より引落しいたします。

(2) 本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更等については、当組合が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻手数料等をいただきます。

- (3) 前号の手数料は、お客さまが指定する口座から、当組合の普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書もしくは当座小切手の提出を受けることなしに引落すものとします。

## 第2条 本人確認

### 1. パスワード等

- (1) 本サービスの利用には、ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード（以下「パスワード等」といいます。）が必要になります。
- (2) 当組合がお客さまに本サービスの利用を認めた場合に、「初回ログインパスワード」を発行し、これを記載した書面をお客さまの当組合お届け住所に郵送します。
- (3) お客さまがインターネットバンキングを初めてご利用する際は、当組合所定の申込書にあらかじめ届け出た「代表利用口座」、「仮確認用パスワード」と当組合から郵送でお知らせした「初回ログインパスワード」にて「ログインID」をお客さま自身で設定してください。
- (4) 前号の「ログインID」登録後、引続いて「初回ログインパスワード」、「仮確認用パスワード」の変更をお客さま自身で行ってください。この変更手続により「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の設定がされます。
- (5) パスワード等は生年月日や電話番号、同一文字・数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けるとともに、第三者に知られないように厳重に管理してください。
- (6) お客さま宛に郵送した「初回ログインパスワード」記載の書面が不着等の理由で当組合に返戻された場合など、書面がお手元に届いていない場合は当組合まで連絡ください。なお、当組合所定の期間内に連絡がないなど、当組合の責によらず書面がお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申込がなかったものとして取扱います。

### 2. 本人確認手続

- (1) 当組合は端末機から送信されたパスワード等と、当組合に登録されているパスワード等との一致を確認する事により本人確認を行います。
- (2) 前号の方法に従って本人確認を行い取引した場合は、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても当組合は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について一切の責任を負いません。
- (3) 第1号の規定にかかわらず「収益犯罪移転防止法」に基づき、一旦当組合が受付けたお取引でも、お取扱いできない場合があります。

### 3. パスワード等の管理

- (1) パスワード等は、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。なお、当組合役職員（当組合が本サービスに関する業務を委託する関連役職員を含みます。）からお客さまにパスワード等をお尋ねする事はありません。
- (2) お客さまがお取引の安全性を確保するために、パスワード等は一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。パスワード等につき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、直ちにパスワード等の変更をしてください。
- (3) パスワードの変更は、インターネットバンキングにログインし、当組合所定の変更画面で新旧パスワード等を入力することにより行うことができます。当組合が受信した旧パスワード等と、当組合に登録されているパスワード等が一致した場合に、当組合は正当なお客さまからの依頼とみなし、新パスワード等への変更を行います。
- (4) お客さまがパスワード等を失念した場合（「初回ログインパスワード」を記載した「手続き完了のお知らせ」を含みます。）には、直ちに当組合に連絡のうえ所定の手続をとってください。

#### 4. 利用の停止および再開

(1)本サービスの利用を一時的に停止する場合は、直ちに当組合に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

(2) パスワード等が当組合所定の回数以上、誤って入力があった場合、当組合は本サービスの利用を停止します。

(3) 前各号により利用停止となったサービスの利用再開を希望する場合は、当組合所定の方法によりお届けください。第3条 ワンタイムパスワード

##### 1. 内容

ワンタイムパスワードとは、携帯電話機またはスマートフォン（以下「携帯電話機等」といいます。）にダウンロードした

パスワード生成機（以下「トークン」といいます。）により生成・表示される1分ごとに変化する可変的なパスワードをい

ます。パスワードを第2条の本人確認手続きに加えて使用することにより、お客さまの本人確認を行います。

##### 2. 利用方法

###### (1) トークン発行

当組合はお客さまの端末機から「トークン発行」の依頼を受け、トークンの発行手続きを行いますので、お客さまは当組合所定の方法により携帯電話機等に「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロードしてトークンを設定してください。

###### (2) ワンタイムパスワード利用開始

お客さまの端末機より「ワンタイムパスワード」を入力して「ワンタイムパスワード利用開始」を行ってください。お客さまが入力した「ワンタイムパスワード」と、当組合が保有する「ワンタイムパスワード」が一致した場合は、当組合はお客さまからの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなし、ワンタイムパスワードの利用を開始します。

###### (3) ワンタイムパスワードによる本人確認

ワンタイムパスワード利用開始後は、第2条の本人確認手続きに加えて「ワンタイムパスワード」による本人確認を行いますので、当組合所定の方法により入力してください。当組合は受信した「ワンタイムパスワード」と、当組合が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認することにより本人確認を行います。

###### (4) ワンタイムパスワード利用解除

トークンをダウンロードした携帯電話機等の機種変更やワンタイムパスワードの利用を解除する場合は、「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。利用解除後、お客さまの本人確認手続きにワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、利用解除後、再度ワンタイムパスワードを利用する場合は、前記(1)、(2)の手続きが必要となります。また、ワンタイムパスワードは、当事者一方の都合で、通知によりいつでも利用を解除することができるものとします。

##### 3. ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

(1) ワンタイムパスワードおよびトークンを設定した携帯電話機等は、お客さま自身で厳重に管理し、第三者に知られたり、紛失、盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンを設定した携帯電話機等の紛失、盗難等、またはトークンの偽造、変造等により第三者に使用される恐れがある場合は、当組合所定の方法により直ちに届出てください。当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードを当組合所定の回数連続して誤入力された場合は、当組合は本サービスの利用を停止します。再度、利用を再開するには、当組合所定の方法により届出を行ってください。

##### 4. トークンの有効期限

トークンの有効期限は当組合が定める期限までとします。有効期限到来前にワンタイムパスワード表示画面に更新手続が表示されますので、お客さまはワンタイムパスワード表示画面より更新手続を行うものとします。また、有効期限到来後も更新手続は可能とします。

#### 第4条 照会サービス

1. 利用口座の残高照会および入金明細照会等の口座情報を得ることができるサービスです。
2. 照会サービスの依頼方法は、当組合の定める方法および手順に基づくものとします。
3. 当組合で受信した利用口座、パスワード等が当組合に登録されている利用口座、パスワード等と一致した場合に当組合は送信者をお客さま本人とみなし、受信電文を正当なものとみなします。
4. お客さまからの依頼に基づいて当組合が返信した照会結果は、残高や入金明細等を当組合が証明するものではなく、返信後であっても訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、お客さまに通知することなく、変更または取消をすることがあります。当組合はこのような変更または取消のために生じた損害について一切の責任を負いません。
5. 照会サービスにおいて、当組合が回答する内容は、照会時点での最新の情報が反映されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 第5条 資金移動（振込・振替）サービス

1. 振込とは利用口座の中から当組合所定の預金種類口座のうち、お客さまが引出口座として指定する口座（以下「引出口座」といいます。）よりお客さまが指定する金額を引落し、お客さまが指定する当組合本支店または当組合以外の金融機関国内本支店の預金口座宛に振込することができるサービスです。なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取扱いできない場合があります。
2. 振替とは引出口座より、お客さまが指定する金額を引落し、当組合所定の預金種類口座のうちお客さまが入金口座として指定するお客さま自身の同一店舗内の利用口座に入金することができるサービスです。
3. 資金移動サービス
  - (1) 資金移動サービスの内容および依頼方法
    - ①資金移動サービスとは、前1項（振込）、前2項（振替）の各サービスのことをいいます。
    - ②資金移動サービスの依頼方法は、当組合が定める方法および手順に基づくものとします。
  - (2) 契約の成立
    - ①当組合で受信した利用口座、パスワード等が当組合に登録されている利用口座、パスワード等と一致した場合に、当組合は送信者をお客さま本人とみなし、受信電文を正当なものとみなします。
    - ②当組合はお客さまからのご依頼の内容を当組合所定の方法でお客さまに確認いたしますので、お客さまはその内容が正当であることを確認のうえ、当組合所定の方法により取引の依頼を当組合に送信します。お客さまからのご依頼に基づく契約は、当組合が送信者をお客さま本人とみなし、この受信を正当なものとみなした時点で成立するものとします。
    - ③お客様が当日中に振込・振替を行う場合は、当組合が別途定める当日扱いの時間内に送信してください。この時間以外に受け付けたご依頼については、翌金融機関営業日扱いとさせていただきます。
    - ④ご依頼の内容によりましては、当組合所定の時間内でも当日発信ができない取引がありますので、あらかじめ別途当組合が定める振込種類別の取扱い内容をご確認ください。
  - (3) 取引金額の引落し引出口座からの取引金額の引落しは、当組合の普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書もしくは当座小切手の提出は不要とし、当組合所定の方法により取扱います。
  - (4) 取引不成立次の①から⑧のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合、当組合はお客さまに対して特に通知いたしませんので、本項第6号の定めに従って、お客さまご自

身で取引の成否を確認してください。この取扱いにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当組合の責に帰すべき場合を除き、当組合は一切の責任を負いません。

- ①当組合での資金移動サービスの手続時、取引金額（振替金額または振込金額と振込手数料）が引出口座より払い戻すことのできる金額（総合口座取引の当座貸越を利用して払い戻すことのできる金額を含みます。）を超えるとき
  - ②引出口座、または入金指定した当組合の口座が解約済のとき
  - ③お客さまから引出口座へ支払停止の届けがあり、それに基づき当組合が所定の手続を行ったとき
  - ④お客さまが入金指定した当組合の口座に入金停止の届けがあり、それに基づき当組合が所定の手続を行ったとき
  - ⑤差押等やむを得ない事情があり、当組合が支払あるいは振替・振込を不適切と認めたとき
  - ⑥停電、故障等により取扱いができないとき
  - ⑦やむを得ない事情があり、当組合が取扱いを不適当または不可能と認めたとき
  - ⑧「収益犯罪移転防止法」に基づく本人確認が行えなかったとき
- (5) 取引処理が不能となった場合前号のほか、入金指定口座不存在などの理由で振込先の金融機関から振込資金が返却されたとき、または振込先の金融機関に振込資金が到着しなかったときなど、振込取引やその他の資金移動サービスの取引において入金指定口座への入金ができない場合は、当組合はお客さまの承諾なしに、当該振込額あるいはその他の資金移動サービスに関わる取引金額を、当組合所定の方法により当該取引の引出口座へ戻し入れます。この場合、引落とし済みの手数料(振込手数料等)は返金いたしません。
- (6) 取引内容の確認この取扱いによる取引後は、速やかに本サービスの照会サービス等により取引内容を照会してください。万一、取引内容および残高等に相違がある場合は、当組合のコンピュータに記録されていた内容を正当なものとして取扱うものとします。

#### 第6条 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

1. 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます。）は、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、お客さまが当組合のインターネットバンキングを利用して、払込資金を預金口座から引落とす（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。
2. 料金等払込みをするときは、当組合が定める方法および操作手順に従ってください。
3. お客さまの端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当組合所定の事項を入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼してください。但し、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当組合のインターネットバンキングに引継がれます。
4. 前項本文の照会または前項但し書きの引継ぎ結果としてお客さまの端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、お客さまの利用口座、パスワード等当組合所定の事項を正確に入力してください。
5. 当組合で受信したお客さまの利用口座、パスワード等と当組合に登録されているお客さまの利用口座、パスワード等との一致を確認した場合は、お客さまの端末機の画面に申ししようとする内容が表示されますので、お客さまはその内容を確認のうえ、当組合所定の方法で料金等払込みの申込みを行って下さい。
6. 料金等払込みにかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して、払込資金を利用口座から引落した時に成立するものとします。
7. 次の場合には料金等払込みを行うことができません。
  - (1) 停電、故障等により取扱いできないとき

- (2) 申込内容に基づく払込金額に当組合所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてお客さまの利用口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超えるとき
  - (3) 1日あたりの利用金額が、お客さまが設定した限度額を超えるとき
  - (4) お客さまの利用口座が解約済のとき
  - (5) お客さまから利用口座に支払停止の届けがあり、それに基づき当組合が所定の手続を行ったとき
  - (6) 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不相当と認めたとき
  - (7) 収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができないとき
  - (8) 当組合所定の回数を超えてパスワード等を誤ってお客さまの端末機に入力したとき
  - (9) その他当組合が必要と認めたとき
8. 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める時間内でも利用できないことがあります。
9. 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込を撤回することができません。
10. 当組合は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
11. 収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
12. 当組合または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続を行ってください。
13. 料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
14. 前項の利用手数料は、お客さまの指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引落されるものとします。

#### 第7条 届出事項の変更等

1. 氏名、住所、電話番号、印鑑、利用口座、電子メールアドレス等届出事項に変更がある場合は、当組合所定の方法により直ちに当組合に届け出てください。この届出の前に生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
2. 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなし、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
3. 届出のあったメールアドレス宛に当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

#### 第8条 取引履歴の保存

当組合は、お客さまが本サービスを利用して行った取引履歴を記録し、電磁的記録等により、相当期間保存いたします。

#### 第9条 顧客情報の取扱

本サービスの利用に関し、当組合はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当組合の役職員、または当組合が業務を委託するその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当組合は、法令、裁判手続その他の法的手段、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

#### 第10条 譲渡・質入等の禁止

本サービスに基づくお客様の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等できません。

#### 第11条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。また、お客様、または当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降毎年同様に継続することといたします。

#### 第12条 解約等

1. この契約は、当事者の一方の都合で何時でも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合所定の書面によるものとします。また、お客様が本サービスにおける代表利用口座の口座解約を行った場合は、自動的に本サービスも解約されるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引で未完了のものが残っている場合等、当組合が必要と認める場合には、即時に解約できない場合があります。
3. 第1項の規定により、当組合の都合でこの契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でお客さま宛に通知いたします。解約によって生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
4. お客様が次の各号のひとつでも該当する場合は、当組合は何時でもお客様に通知することなく本契約を解約もしくは本契約に基づくサービスの一部または全部の提供を停止することができます。
  - (1) お客様が当組合に対して負担する債務の一部でも履行を遅延したとき
  - (2) お客様に相続の開始があったとき
  - (3) お客様が本規定や当組合との他の取引約定に違反した場合など、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき
  - (4) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
  - (5) 住所変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、当組合においてお客様の所在が不明となったとき
  - (6) 支払停止または破産、民事再生手続開始もしくはその他これに類する法的手続きの申立等があったとき

#### 第13条 届出印

1. 本サービスにかかる届出および届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
2. 当組合は諸届その他の書類に使用された印影を、お届けの印鑑と相当な注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした上は、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

#### 第14条 免責事項

1. 端末機等の障害、通信機器およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通により、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは本サービスに関して当組合から送信した情報の表示または伝送が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
2. 当組合が、本規定に記載された本人確認方法により本人からの依頼として取扱いを受け付けたうえは、パスワード等に偽造、変造、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
3. 当組合が発行した「初回ログインパスワード」が記載された書面をお届けの住所宛に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当組合の責めによらない事由により第三者がお客様のパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
4. 災害・事変等当組合の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取扱いが遅延し不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。
5. お客様が当組合所定の方式で届け出た電子メールアドレスが、当組合の責による場合を除き、お客様以外の第三者のアドレスになっていたとしても、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

6. 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本規定第7条にて定める当組合保存の電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

#### 第15条 反社会的勢力に関する表明等

1. 契約者は、自ら又はその関係者が現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）

(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4) 暴力団準構成員

(5) 暴力団関係企業

(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

(7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。）を有する者

(8) その他前各号に準じる者

2. 契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3. 当組合は、契約者が第1項の表明保証に関して虚偽の申告をなし、又は前各項の確約に違反したと判断した場合は、契約者に何らの催告なく当組合のサービス利用を停止し、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。

#### 第16条 サービス種類・内容の改廃および規定の変更

1. この契約におけるサービス種類・内容は当組合の都合で改廃することがあります。また、サービス改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。

2. 利用時間、限度額、手数料等は、当組合の都合で改廃することがあります。

3. 本規定は、当組合の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

4. 前各項の改廃および変更については、電子メール送信、ホームページ掲載等により告知いたします。

#### 第17条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、当組合の普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定、振込規定等に従います。

2. 本規定において定義のない用語で、上記各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

以上

令和2年2月1日制定

令和4年1月26日改訂